

3 関連法規

社会生活を営む上で、いろいろな法律や規則を守らなければならないのと同じように、インターネットを利用する際にも、これらの法律や規則を守らなければなりません。インターネット上の行為であっても法律に違反するものは罰せられますし、もちろん知らなかったでは済ませてはもらえません。したことの責任をとるのは、自分自身なのです。

ここではインターネットを利用する人が、特に気をつけなければならない事例について紹介します。もちろん、これが全てではありませんから、自分の行為が社会的に責任を問われることがないかどうか、よく気をつけて下さい。

3.1 著作権の侵害

文章や写真、音楽、ソフトウェアなどの著作物に関する権利は、著作権者だけが持っています。私たちがこれを複製・転載したり、改変したりする場合は、著作権者の許諾を得なければなりません。

著作権は著作物を作成した人（著作者）に何ら手続きを経ることなく発生しますが、その全部または一部を他人に譲り渡すことができます。したがって、著作者と著作権者が一致しない場合があることに注意して下さい。

インターネットでの著作物の利用に際しては、以下のような場合が著作権の侵害にあたりますので注意して下さい。

- **他人のウェブサイトに掲載している文章や写真等を、無断で他のウェブサイト転載すること。書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること。**
- **テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること。**
- **芸能人や著名人の写真や、キャラクターをまねて描いた絵の画像データを無断で掲載すること。**
- **他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること。**
- **音楽や唄の歌詞または CD などから取り込んだデータを無断で掲載すること。**
- **他人の電子メールを無断で掲載すること。**

第三者の著作物の使用を希望する際は、権利者から複製や公開などに関する許可を得なければなりません。権利者から特に著作権表示などについて指示があった場合はそれに従って下さい。

なお、自分の意見と比較したり、自分の意見を補う目的で他人の著作物を利用することを「引用」といいますが、これは法律で認められた行為であり、著作権者に許諾を求めなくても問題はありません。ただし、引用はあくまでもその目的および分量において正当と認められる範囲内に限られ、さらに引用したのがどの部分かはっきりと分かるようにかぎ括弧で括るなどの区別をしたうえで、出典・タイトル・著作権の所在などを明示しなくてはなりません。

また、例外的に私的利用の範囲内に限り著作権者の許諾が不要とされていますが、ウェブサイトを通じて不特定多数に向けて他人の情報を発信する場合は、原則として私的利用にはあたりません。

3.2 商標の使用

商品やサービスを識別するために付けられている文字・図形・記号などのことを商標といい、商標は法律によって保護されています。他人の商標をあたかも自分のものであると**誤解をまねくような使い方**をしてはいけません。

製品やサービスの名称・キャッチフレーズ・シンボルマーク等が著名である場合、勝手に使うことはできませんので注意が必要です。

3.3 肖像権の侵害

本人の許可なく、その顔や容姿などを撮影し、その写真をウェブサイトなどで公表すると、**肖像権の侵害**として訴えられ、損害賠償を請求される可能性があります。有名人等の場合には、パブリシティ権が関係してくるので注意が必要です。

3.4 プライバシーの侵害

他人の私生活に関わる各種の情報を本人の了解なくみだりに公開すると、**プライバシーの侵害**として訴えられ、損害賠償を請求される可能性があります。SNS やウェブサイト等で他人の氏名・住所・電話番号などの個人情報を表示するときは**必ず事前に本人の了解**を得るようにして下さい。

3.5 他人の社会的評価にかかわる問題

他人の社会的評価（世評・名声） を低下させるようなものをウェブサイトに掲載すると民事上の責任（損害賠償責任）を問われる可能性があります。また、場合によっては刑事上の責任（名誉毀損罪・信用毀損罪・侮辱罪・業務妨害罪）を追求される可能性もあります。

3.6 わいせつな文書や画像の発信

インターネットを利用して **わいせつな文書や画像** をホームページで発信したり、リンクを張ったりすると、法律で罰せられる可能性があります。

3.7 不正アクセス

他人のユーザ ID やパスワードなどを無断で使用する行為や、セキュリティホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為及び不正アクセス行為を助長する行為（例えば、他人のユーザ ID やパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為）などは、**不正アクセス行為** として、平成 12 年 2 月に施行された「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」による処罰の対象となります。

3.8 個人情報の保護

他人の個人情報をウェブサイトなどで収集したり利用したりするときには、どの情報を何のために収集・利用するのかを **事前に説明して本人の承諾** を得ることが大切です。それが未成年者の個人情報であれば、保護者の承諾もとらなければなりません。

3.9 違法ダウンロード・アップロードについて

違法なダウンロードやアップロード等、**違法行為を助長するような行為** に対して、場合によっては利用者への損害賠償請求が行われる場合があります。不用意なダウンロードやアップロードはしないようにして下さい。